

## パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の概要及び手続きについて

## 【概要】

パートナーシップ届出制度は、お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した性的マイノリティ（ 1 ）の二人に対して、市から届出受理証明書等を交付する制度である。

ファミリーシップ届出制度は、パートナーシップの届出をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを届出する制度である。

受理証明書等の交付により、法的効果は生じないが、性的指向（ 2 ）や性自認（ 3 ）に係る性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになることが期待できる。

性的少数者の困難や生きづらさの軽減を図り、性の多様性に対する社会的理解を促進していくため、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を創設する。

- 1 性的マイノリティ（LGBTQ）・・・レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（からだの性とこころの性が一致しないため違和感を持つ人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が決められない、分からない、決めないなどの人）の総称
- 2 性的指向・・・人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念
- 3 性自認・・・自分の性をどのように認識しているのか等を示す概念

## スケジュール案

- 5月・6月 要綱（案）作成  
議会への報告
- 7月 パブリック・コメント実施
- 8月・9月 議会へ報告、庁内会議  
制度の決定・周知
- 10月11日 制度実施

## パートナーシップ・ファミリーシップ制度に伴う手続きについて

### 届出

- ・届出を希望する日を予約する。
- ・予約日に二人で来所し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（別紙 1）を必要書類と併せて市へ提出する。

### 届出受理証明書等の交付

市は書類確認を行い、届出受理証明書（別紙 2）及び届出受理証明カード（別紙 3）を届出者へお渡しする。

### 転入者への受付票の交付

届出者の双方又は一方が市外に居住していて、市に転入を予定している場合には、届出者に受付票（別紙 4）を交付する。

転入後に転入したことを証明する住民票の写し等を市へ提出していただき、その後、市はパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書をお渡しする。

### 受理証明書等の再交付

- ・紛失、毀損等の事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、届出受理証明書等再交付申請書（別紙 5）に基づき、市は受理証明書等を再交付する。ただし、市が定める期間内に限る。
- ・受理証明書等の再交付を受けた後において、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに発見した受理証明書等を市に返還する。

### 届出内容の変更

届出者は、以下のいずれかに該当するときは、届出内容変更届出（別紙 6）を市に提出し、市は内容変更届の提出があったときは、原則、変更後の受理証明書等を当該届出者に交付する。

- (1) 届出者に氏名の変更があったとき。  
戸籍個人事項証明を提出
- (2) 届出者が市内に転入し、又は市内で転居したとき。  
転入し、又は転居した者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出

- (3) ファミリーシップを解消するとき。
- (4) ファミリーシップを結ぶファミリーシップ対象者の追加を希望するとき。  
ファミリーシップの届出をしようとするときは、パートナーシップにある者の一方又は双方のファミリーシップ対象者と生計が同一であることが確認できる書類を提出
- (5) その他届出内容に変更が生じたとき。

#### 受理証明書等の返還

届出者は、以下のいずれかに該当するときは、届出受理証明書等返還届（別紙7）に、受理証明書等を添えて、市に提出する。

- (1) パートナーシップ、ファミリーシップを解消したとき。
- (2) 届出者の一方が死亡したとき。
- (3) 届出の対象者に該当しなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）。

#### 届出の無効

以下のいずれかに該当する届出は、無効とする。市は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書の交付番号（受理証明書ごとに付与された番号）を公表する。また、受理証明書等が無効となったときは、届出者は、交付された受理証明書等を返還する。

- (1) パートナーシップ、ファミリーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 届出書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 届出者の対象者の条件に反するとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）。
- (4) 指定された期間内に、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- (5) その他不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき

## パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（案）

年 月 日

（宛先）市長

私たちは、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を行います。

	届出者	届出者
（フリガナ）		
氏 名		
（フリガナ）		
通 称（ 1 ）		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		

	ファミリーシップ対象者（ 2 ）	
（フリガナ）		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		

（自署）

（自署）

- 
- 1 通称は、使用を希望する方のみ記入してください。
  - 2 ファミリーシップ対象者がいる場合には、記載することができます。

裏面の確認事項もご記入ください。

届出にあたり、次に掲げる事項について、必ずお二人で確認してください。

確認事項	確認事項（該当項目に「レ」を付してください。）
関係性	<p>パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成する者であること。</p> <p>(1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が、性的指向や性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係をいう。</p> <p>(2) ファミリーシップ パートナーシップを結ぶ二人とファミリーシップ対象者(パートナーシップを結ぶ二人の一方又は双方と生計を一にする子(養子を含む。)親(養親を含む。)その他市長が認める者をいう。以下同じ。)が家族として協力し合う関係をいう。</p>
年齢要件	双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達した者であること。
住所等要件	双方が市内に住所を有する、または一方が市内に住所を有し、かつ他の一方が市内への転入を予定している、若しくは双方とも市内への転入を予定している。
近親者等の確認	双方が、近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者は除く。
配偶者等の有無	双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと又は届出をしようとする相手以外の者と届出をした状態にないこと。
この制度は、法律上の効力が生じる者ではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知しています。	

遵守事項	内容（内容をご理解いただけたら「レ」を付してください。）
証明書等の再交付	紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書を提出すること。また、受理証明書等の再交付を受けた後において、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに発見した受理証明書等を市長に返還すること。
証明書等の返還	パートナーシップ、ファミリーシップの解消、死亡、または届出要件を満たさなくなったとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明書等返還届に受理証明書等を添えて、返還すること。
証明書等の無効	パートナーシップ、ファミリーシップを形成する意思がないとき、届出書等の内容に虚偽があったとき、届出の対象者の規定に反するとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。)及びその他不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明した場合で、市長が受理証明書等を無効としたときは、当該受理証明書等を返還しなければならないこと。

## パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（案）

第 号  
年 月 日

市長

私たちは、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受理したことを証明します。

	届出者	届出者
氏 名	様	様
通 称		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

	ファミリーシップ対象者	
氏 名	様	様
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

(表)

【第 号】	
年 月 日	
パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード(案)	
パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、届出書を受理したことを証明します。	
(本人)	(パートナー)
様 年 月 日生	様 年 月 日生
ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
様 年 月 日生	様 年 月 日生
市長	

(裏)

<p>この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市に届出されたことを証明するものです。</p> <p>受理証明カードの提示を受けた方は、上記趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この制度を利用する方の性の在り方(性自認、性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。</p>	
戸籍上の氏名(通称使用の場合)	
(本人)	(パートナー)
様 年 月 日生	様 年 月 日生

## パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票（案）

(届出者)

氏名(通称名) _____ 様	氏名(通称名) _____ 様
住 所 _____	住 所 _____
電 話 番 号 _____	電 話 番 号 _____

以下のとおり、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づく届出を受け付けたことを証明します。

受付年月日	年 月 日
受付印	

【本票の有効期限： 年 月 日】

- 1 双方又は一方が市へ転入したことを証明する住民票の写し等を上記期限までに提出ください。本票と引き換えに「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」をお渡しします。
- 2 上記期限までに提出がない場合は、届出の要件を欠くものとして、届出書類一式を連絡先へお返しします。  
期限内の提出が困難な場合は、ご連絡ください。
- 3 上記期限の経過又は受理証明書の交付をもって、本票は効力を失います。



## パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票の提示を受けられた方へ

市では、性的少数者の困難や生きづらさの軽減を図り、性の多様性に対する社会的理解を促進していくため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。

この受付票は、届出者の双方又は一方が市外に居住していて、市に転入を予定している場合に交付するものです。

受付票によって、法律上の権利・義務(婚姻、相続、税金の控除等)は生じませんが、届出を行った方から、両者の関係性を説明するために、提示されることがあります。

市民や事業者の皆様には、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨を十分ご理解いただきご協力くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性の在り方(性自認、性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

### 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは

- (1) パートナーシップは、双方又はいずれか一方が、性的指向や性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係をいいます。
- (2) ファミリーシップは、パートナーシップを結ぶ二人とファミリーシップ対象者(パートナーシップを結ぶ二人の一方又は双方と生計を一にする子(養子を含む。)、親(養親を含む。))その他市長が認める者。)が家族として協力し合う関係をいいます。

### 2 届出の対象者

パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成し、以下に掲げる要件のいずれにも該当する者です。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかの要件に該当すること。
  - ア 双方が市内に住所を有していること。
  - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日(以下「届出日」という。)から3か月以内に市内への転入を予定していること。
  - ウ 双方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 届出をする者同士が、民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (4) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと又は届出をしようとする相手以外の者と届出をした状態にないこと。

## パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（案）

年 月 日

（宛先）市長

届出者 氏 名  
（通称名）  
住 所  
電話番号

パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、次のとおり申請します。

交付番号	第 号
再交付を必要とする理由	破損 紛失 その他（ ）
再交付を必要とするもの	パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書 パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

## パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（案）

年 月 日

（宛先）市長

（届出者）

氏 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（通称名） \_\_\_\_\_

（通称名） \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、次のとおり届け出します。

交付番号			
届出年月日			
変更理由			
変更内容		変更前	変更後
届出者	フリガナ		
	氏名		
	フリガナ		
	通称		
	住所		
	電話番号		
ファミリーシップ対象者	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
	住所		

パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（案）

年 月 日

（宛先）市長

届出者 氏 名  
（通称名）  
住 所  
電話番号

パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、次のとおり届け出ます。

返還理由

パートナーシップを解消したため  
届出者の一方が死亡したため  
パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第 3 条各号に掲げる要件を満たさなくなったため（ )